

「空き家管理サービス契約書」

甲 : 住 所
氏 名 ⑩
乙 : 住 所
名 称
代表者 ⑩
電話番号

甲と乙は、「空き家管理サービス」に関して、本契約書に記載のとおり、契約を締結しました。

契約締結日 : 平成 年 月 日
担当者氏名 : _____

第一条 サービスの種類

乙は甲に対し、本契約書に基づいて業務対象施設に対し、次に定めるサービスを提供する事を約し、乙はこれを承諾致しました。

■ 業務対象施設

名 称 : _____
所 在 地 : _____

■ サービス名称

名 称 : 空き家管理サービス
プ ラ ン : _____

■ サービスの内容

乙は甲との契約に基づき、別紙サービス内容に従い、月に 回巡回サービスを実施します。

サービス内容は別紙参照

第二条 報 告

乙はサービス実施後 1 週間以内に、その結果を「巡回報告書」により甲に電子メール又は、文章にて報告するものとします。

第三条 サービス提供の条件

本サービスの提供は、以下の事柄を条件とします。

1. 玄関・勝手口・窓等は施錠できる事。
2. 対象物件の引き渡し時には、基本的な整理・清掃は出来ている事。
3. 上記1～2の、当社による施錠工事、整理・清掃は別途見積もりによる別料金とします。
4. プランBの通電確認を希望する場合は、電力会社との通電契約が残されている事。
5. プランBの通水確認を希望する場合は、水道局との通水契約が残されている事。
6. 郵便局に郵便物転送届が出されている事。
7. 家財・家電等が残されている場合、当社は一切手を触れないものとします。
(高額家電・家財等は一室に収納し、施錠する事をお勧めします。)
8. プランB契約の場合、玄関鍵は当社でお預かりする事とし、当社内において、鍵保管箱等に収納して厳正に管理します。

第四条 契約期間

本契約の契約期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日の間とします。期間の更新については期間満了の1か月前までに双方より解約の申し出がない限り、契約満了月の翌月より一か年の自動更新とします。以後は同様の扱いとします。

第五条 料金に関する事項

契約料金については、下記の表の通りとします。

	プラン A	プラン B
契約料金	5,000 円	10,000 円
支払方法	口座振り込みにより支払う。手数料は甲が負担する。	
支払時期	該当月の前月 27 日までに、該当月分を支払う。	
振込口座	〇〇〇銀行 普通預金 No. 1234567 受取人名 乙野不動産 代表 乙野 太郎	

オプション料金については、当社からの請求書受領後、一か月以内に支払うものとします。

第六条 クーリング・オフ

甲は訪問販売又は、電話勧誘販売の方法で本サービス契約を締結した場合、書面により本サービス契約の解除（以下本条において「クーリング・オフ」と言う）を行う事ができるものとします。ただし、甲が契約書を受領した日から起算して8日を経過した場合においてはこの限りではないものとする。

クーリング・オフは甲がクーリング・オフに係る書面を発した時にその効力を生ずるものとします。

第七条 解約

甲又は乙は、解約日を記載した書面を相手方に通知することにより、本契約を解除する事が出来ます。但し、書面の提出は、記載された解約日の一か月前以上とします。

第八条 損害賠償

乙は本サービスに際しての責及び乙の従業員の故意、または過失により甲若しくは第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、損害額については、その実費額以内とします。

第九条 機密保持

乙は本サービス契約に関して、甲から知った機密情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第十条 個人情報

乙は個人情報の保護に関する法律に従い、本サービスの契約に関して甲から知った個人情報の安全管理の為に、必要且つ適切な措置を講じるものとします。又、甲に関する個人情報は、本サービスのみに使用します。

第十一条 管轄裁判所

本契約に係る争いが生じたときは、本契約管理物件所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第十二条 協議

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

以 上